

○厚生労働省訓第 19 号

(部内一般)

厚生労働省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の厚生労働省所管旅費取扱規程（以下「新訓令」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、令和 7 年 3 月 31 日以前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、令和 7 年 4 月 1 日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、新訓令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。